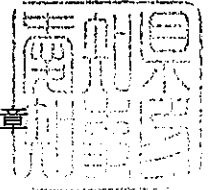


5 健 対 第 2868 号
令和 6 年 3 月 25 日

株式会社 トヨタエンタプライズ・
公益財団法人 愛知県健康づくり振興事業団共同体
代表者 株式会社 トヨタエンタプライズ
代表取締役 牧 野 武 様

愛知県知事 大 村 秀 章



あいち健康の森健康科学総合センター（診療所及び関連区域以外の区域）
の施設利用料金の額の承認について（通知）

令和 6 年 3 月 11 日付けの申請については、承認します。

なお、あいち健康の森健康科学総合センター管理規則第 10 条の規定に基づき、下記に
注意の上、別添公告をセンターの掲示場に掲示してください。

記

- 1 掲示する場所
センター利用者の見やすい場所とすること。
- 2 掲示する期間
2 週間程度を基準とすること。
- 3 その他
利用料金の額は、別途インターネットを利用する方法等により広報を行うこと。

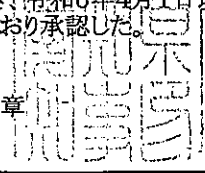
担 当 保健医療局健康医務部健康対策課
健康プラザグループ
電 話 052-954-6870 (ダイヤル)

あいち健康の森健康科学総合センター(診療所及び関連区域以外の区域)の施設利用料金の額の承認

あいち健康の森健康科学総合センター条例(平成9年愛知県条例第3号)第5条第4項の規定に基づき、令和6年4月1日以降のあいち健康の森健康科学総合センター(診療所及び関連区域以外の区域)の施設利用料金の額を次のとおり承認した。

令和6年3月25日

愛知県知事 大村 秀章



あいち健康の森健康科学総合センターの施設利用料金の額

施設利用料金の名称	区分	単位	施設利用料金の額(単位円)	備考	
ホール利用料金	全部利用	午前	66,000		
		午後	88,000		
		夜間	88,000		
		全日	220,000		
		時間外30分につき	28,100		
	3分の1利用	午前	22,000		
		午後	28,300		
		夜間	28,300		
		全日	73,000		
		時間外30分につき	10,000		
会議室等利用料金	第一会議室、第二会議室、第三会議室及び第四会議室	午前	3,600		
		午後	4,800		
		夜間	4,800		
		全日	12,000		
		時間外30分につき	1,700		
	第五会議室	午前	4,800		
		午後	6,300		
		夜間	6,300		
		全日	16,000		
		時間外30分につき	2,000		
	日本間	第一日本間又は第三日本間	午前	2,400	
			午後	3,200	
			夜間	3,200	
			全日	7,800	
			時間外30分につき	1,200	
		第二日本間	午前	3,200	
			午後	4,200	
			夜間	4,200	
			全日	10,500	
			時間外30分につき	1,300	
第一日本間、第二日本間及び第三日本間を併せて利用する場合	午前	7,800			
	午後	10,500			
	夜間	10,500			
	全日	26,000			
	時間外30分につき	3,500			
浴場利用料金	小学生	1人1回につき	200	回数券(11回分2,000円)を発行する。	
	その他の者(小学校就学前の者を除く。)	健康度評価又は講習を受ける者が当該健康度評価又は講習が行われる日の当日において利用する場合	1人1回につき	250	あいち県民の日の啓発のため下記の期間は1回券(100円)を発行する。 11月21日、22日、23日、24日、26日、27日
		トレーニング施設の利用者がトレーニング施設を利用する日の当日において利用する場合	1人1回につき	250	あいち県民の日の啓発のため下記の期間は1回券(100円)を発行する。 11月21日、22日、23日、24日、26日、27日
		その他の場合	1人1回につき	470	回数券(11回分4,700円)を発行する。 2024年4月21日、26日 / 5月25日、26日 / 6月23日、26日 / 7月7日、26日 / 8月24日、25日 / 9月7日、8日、26日、29日 / 10月12日、13日、26日 / 11月23日、24日、26日 / 2025年1月2日、3日、26日 / 2月8日、9日、26日 / 3月16日、23日、26日 は、回数券(11回分 4,100円)を発行する。 あいち県民の日の啓発のため下記の期間は1回券(250円)を発行する。 11月21日、22日、23日、24日、26日、27日

宿泊室 利用料金	和室	健康度評価(知事が定める種別のも のを除く。以下この項において同じ。) 又は講習を受ける者が当該健康度評 価又は講習が行われる日の前日又は 当日において利用する場合(日曜日 から木曜日に適用。ただし、4/29～ 5/5、7/21～8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	3,500	
			2人利用	1人1泊につき	3,000	
			3人利用	1人1泊につき	2,700	
			4人利用	1人1泊につき	2,500	
		健康度評価(知事が定める種別のも のを除く。以下この項において同じ。) 又は講習を受ける者が当該健康度評 価又は講習が行われる日の前日又は 当日において利用する場合(金曜日、 土曜日、及び月曜が祝日の場合の前 日の日曜、4/29～5/5、7/21～8/31、 1/2・3に適用。)	1人利用	1泊につき	3,600	
			2人利用	1人1泊につき	3,300	
			3人利用	1人1泊につき	2,700	
			4人利用	1人1泊につき	2,500	
		その他の場合(日曜日から木曜日に 適用。ただし、4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	5,600	
			2人利用	1人1泊につき	4,700	
			3人利用	1人1泊につき	4,300	
			4人利用	1人1泊につき	3,300	
	その他の場合(金曜日、土曜日、及び 月曜が祝日の場合の前日の日曜、 4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3に適 用。)	1人利用	1泊につき	6,000		
		2人利用	1人1泊につき	4,900		
		3人利用	1人1泊につき	4,600		
		4人利用	1人1泊につき	3,600		
	洋室A	健康度評価又は講習を受ける者が当該健康度 評価又は講習が行われる日の前日又は当日に おいて利用する場合(日曜日から木曜日に適 用。ただし、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を 除く。)	1人利用	1泊につき	3,600	
			健康度評価又は講習を受ける者が当該健康度 評価又は講習が行われる日の前日又は当日に おいて利用する場合(金曜日、土曜日、及び月 曜が祝日の場合の前日の日曜、4/29～5/5、 7/21～8/31、1/2・3に適用。)	1人1泊につき	3,800	
			その他の場合(日曜日から木曜日に適用。 ただし、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を 除く。)	1人1泊につき	5,400	
			その他の場合(金曜日、土曜日、及び月曜が祝 日の場合の前日の日曜、4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3に適用。)	1人1泊につき	5,600	
洋室B	健康度評価又は講習を受ける者が当 該健康度評価又は講習が行われる日 の前日又は当日において利用する場 合(日曜日から木曜日に適用。ただ し、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を 除く。)	1人利用	1泊につき	4,400		
		2人利用	1人1泊につき	3,700		
	健康度評価又は講習を受ける者が当 該健康度評価又は講習が行われる日 の前日又は当日において利用する場 合(金曜日、土曜日、及び月曜が祝日 の場合の前日の日曜、4/29～5/5、 7/21～8/31、1/2・3に適用。)	1人利用	1泊につき	4,800		
		2人利用	1人1泊につき	4,000		
	その他の場合(日曜日から木曜日に 適用。ただし、4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	5,900		
		2人利用	1人1泊につき	5,200		
	その他の場合(8月、9月の日曜日 から木曜日に10名以上の団 体で利用する場合)	1人利用	1泊につき	5,500		
	その他の場合(金曜日、土曜日、及び 月曜が祝日の場合の前日の日曜、 4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3に適 用。)	1人利用	1泊につき	6,200		
		2人利用	1人1泊につき	5,600		
	その他の場合(8月、9月の金曜日、土 曜日に10名以上の団 体で利用する場合)	1人利用	1泊につき	5,600		

宿泊室 利用料金	洋室C	日曜日から木曜日に適用。ただし、 4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を除く。	1人利用	1泊につき	14,700		
			2人利用	1人1泊につき	12,400		
		その他の場合(金曜日、土曜日、及び 月曜が祝日の場合の前日の日曜、 4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3に適 用。)	1人利用	1泊につき	14,800		
			2人利用	1人1泊につき	12,500		
附属設 備 利用料 金	ホール 附属 設備	照明装置	スポットライト		1回一式につき	260	カラーフィルターは含まない。
		音響関係 附属設備	ワイヤレスマイクロホン		1回1チャンネルにつき	1,600	電池は含まない。
			マイクロホン		1回3本を超える1本につき	920	
			コンパクトディスクプレーヤー		1回一式につき	1,600	
		映像関係 附属設備	オーバーヘッドプロジェクター		1回一式につき	1,150	
		ピアノ			1回1台につき	5,190	
宿泊室 附属 設備	補助ベッド			1台1泊につき	2,400		
特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合の使用料の加算額				1キロワット1時間 につき	40		